

滋賀県高等学校文化連盟規約

第1章 総 則

〔名称及び事務局〕

第1条 この連盟は、滋賀県高等学校文化連盟（略称「滋賀高文連」）と称し、事務局を会長所在の学校におく。ただし、必要があれば他におくことができる。

〔目 的〕

第2条 この連盟は、高等学校教育の一環として、県内の高等学校の芸術・文化に関する活動の充実・振興とその発展に寄与することを目的とする。

〔組 織〕

第3条 この連盟は、原則として、全県的に発表活動を行う芸術・文化関係の部（クラブ）をもつ県内の高等学校をもって組織する。

2. この連盟に次の部会をおく。

- | | | | |
|-------------------------|--------------|---------------|------------|
| (1) 合唱部会 | (2) 吹奏楽部会 | (3) 日本音楽部会 | |
| (4) マーチングバンド・バトントワリング部会 | (5) 演劇部会 | (6) 美術・工芸部会 | |
| (7) 書道部会 | (8) 写真部会 | (9) 囲碁部会 | (10) 将棋部会 |
| (11) 放送部会 | (12) 新聞部会 | (13) 自然科学部会 | |
| (14) 小倉百人一首かるた部会 | (15) 吟詠剣詩舞部会 | (16) 郷土芸能部会 | |
| (17) 弁論部会 | (18) 文芸部会 | (19) 器楽・管弦楽部会 | (20) 軽音楽部会 |

〔事 業〕

第4条 この連盟は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高等学校の芸術・文化活動に関する調査・研究
- (2) 芸術・文化に関する研修会、講習会、鑑賞会などの開催
- (3) 滋賀県高等学校総合文化祭の開催
- (4) 近畿高等学校総合文化祭への参加
- (5) 全国高等学校総合文化祭への参加
- (6) その他、この連盟の目的達成に必要な事業

第2章 役 員

〔役 員〕

第5条 この連盟に、次の役員をおく。役員はすべて関係教職員をもってあてる。

- | | | |
|----------------|---------------|---------------|
| (1) 会 長 1名 | (2) 副会長 2名 | (3) 部会長 各部会1名 |
| (4) 評議員 各加盟校1名 | (5) 理 事 各部会2名 | |
| (6) 監 事 2名 | (7) 幹 事 若干名 | |

2. この連盟に顧問および参与を若干名おくことができる。

〔役員を選出および任務〕

第6条 会長および副会長は、評議員会においてこれを推挙する。会長には校長をあてる。会長はこの連盟を代表し、業務を統括する。副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときにはその職務を代行する。

2. 部会長は、各部会においてこれを推挙または選出する。部会長は各部会を代表し、業務を統括する。
3. 評議員は、加盟校の関係教職員代表（1名）をあて、この連盟の重要事項を審議する。
4. 理事は、各部会選出2名とし、この連盟の企画・運営にあたる。
5. 監事は、評議員会で選出し、この連盟の会計を監査する。
6. 幹事は、会長が委嘱し、この連盟の庶務・会計を担当する。

〔役員任期〕

第7条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第3章 会 議

[会 議]

第8条 この連盟に次の会議をおき、必要に応じて会長がこれを招集する。

(1) 評議員会

(2) 理事会

2. 必要があれば、短期間の委員会を設けることができる。

3. 必要があれば、部会長会をもつことができる。

[評議員会]

第9条 評議員会は、会長、副会長、評議員および幹事で構成し、この連盟の次の事項を審議し、決定する。

(1) 部会の設置・改廃に関する事項

(2) 事業計画の承認に関する事項

(3) 予算・決算の承認に関する事項

(4) 規約の改廃に関する事項

(5) 役員の改選に関する事項

(6) その他、必要な事項

2. 評議員会は、評議員総数の半数以上で成立し、出席者の過半数で決議する。

[理 事 会]

第10条 理事会は、会長、副会長、理事および幹事で構成し、この連盟の次の事項を審議し、執行する。

(1) 事業の執行に関する事項

(2) 評議員より委任された事項

(3) その他、必要な事項

第4章 会 計

[会 計]

第11条 この連盟は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもってあてる。

[会計年度]

第12条 この連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 補 則

[補 則]

第13条 この連盟の規約施行に必要な細則は、評議員会の議決を経て、会長が別に決める。

[付 則]

1. この規約は、昭和54年6月15日より施行する。
2. 昭和59年度より、部会の一部を追加。
3. 昭和63年度より、部会の一部を追加。
4. 平成3年2月19日、連盟の名称を変更し、それに伴う規約の一部を改正。
5. 平成7年5月26日、部会の一部を設置、改廃。
6. 平成9年2月25日、部会の一部を設置。
7. 平成15年2月20日、部会の一部を設置。
8. 平成21年2月26日、部会の一部を設置。
9. 平成24年5月17日、部会の一部を設置。
10. 平成25年5月16日、部会の一部を設置・廃止。
11. 令和4年5月27日、部会の一部を設置。

滋賀県高等学校文化連盟規約に付随する内規

内規1：事務局の業務について

1. 滋賀県高等学校文化連盟に関係する文書の取り扱い、および文書の作成・発送の業務を行う。
2. 滋賀県高等学校文化連盟に関係する会計（会費、補助金、寄付金、その他雑収入の収支）を担当し、予算案の作成・予算の執行および決算に関する業務を行う。
3. 滋賀県高等学校文化連盟の会誌の編集および発行に関する業務を行う。
4. 滋賀県高等学校文化連盟のニュースの編集および発行に関する業務を行う。
5. 滋賀県高等学校総合文化祭（略称「滋賀高総文祭」）に関する各部会の開催場所・日時の連絡・調整に関する業務を行う。
6. 滋賀県高等学校総合文化祭のプログラムとポスターについて、当分の間それに関わる業務を担当する。

内規2：事務局校の委任について

1. 事務局の委任は、規約第1条によりながらブロックを単位として行い、原則としてブロック順の持ち回りとする。
2. ブロックの区分は、滋賀県・県立学校校長会の5区分制を基に、湖西・湖南・中央・湖東・湖北の3ブロックに分ける。ブロック順は、湖西→湖南・中央→湖東・湖北とする。
3. 事務局の委任は、3年間を限度とする。

内規3：滋賀県高等学校総合文化祭の総合開会式の企画・運営について

1. 滋賀県高総文祭の総合開会式の企画・運営については、必要があれば、総合開会式実行委員会（略称「総開式委員会」）を設けて委嘱する。
2. 総開式委員会は、総合開会式の企画・立案および実施・運営を担当する。
3. 総開式委員会は、滋賀県高等学校文化連盟に所属する各部会から選出された1または2名ずつの委員によって構成する。
4. 総開式委員会の委員長1名、副委員長2名は、委員の互選によって推挙する。委員長は委員会をまとめ、委員会を代表する。
5. 委員長は、必要に応じて各部会選出委員以外に委員を任命することができる。また事務局から委員の選出を要請することができる。
6. 総開式委員会の任期は1年間とし、委員の再選はさまたげない。
7. 総開式委員会は、近畿高等学校総合文化祭（略称「近畿高総文祭」）の開会式行事に参加する滋賀県高等学校文化連盟代表の出演について、その構成・内容についても関与する。

内規4：部会の設置・統廃合について

1. 全国高総文祭の規定19部会については、部会の廃止・統合は行わないものとする。部員数減少等により部会事務局が組織できない場合には、高文連事務局がその業務を代行する。
2. 全国高総文祭の規定部門以外の部会の新設については、理事会にて審議し評議員会で決議するものとする。ただし、原則として高文連加盟校の4分の1以上の参加を条件とする。

〔付則〕

- a. この内規は、昭和57年度より適用する。
- b. この内規は、昭和58年度より適用する。
- c. この内規は、昭和59年度より適用する。
- d. この内規は、昭和63年度より適用する。
- e. 平成3年2月19日、一部改正。
- f. 平成7年5月26日、一部改正。
- g. 平成28年2月18日、一部改正。